

攻める労務管理 守る労務管理

石田幹夫

1



このため、ユニオンから企業に出される「団体交渉申入書」の末尾に「この申し入れを正当な理由なく拒否または無視することは、労働組合法第7条の不当労働行為として一定の制裁がありますので、十分ご注意ください」と記載されています。申入書も多い。

○ 団交進行の主導に就いた時、直ちに企業側から自己紹介、そしてユニオン側に紹介を求めるなど、主導を握り攻める姿勢が必要である。

ユニオン（合同労組）からの団体交渉申し入れをめぐる対応

ユニオンは、地域又は産業別に組織された主として個人加盟の合同労組で、解雇、期間雇用労働者の中止、賃下げ、

超え、主として個人加盟方式の労働組合で、加入者も正社員、パート、派遣、外国人、僧侶などまさに様々である。

とくに、平成20年秋に

には名古屋八事興正寺の僧侶が解雇の撤回を求め「管理職ユニオン・関西」に加入している。

労働行為に接觸――

労働組合法第7条（不當労働行為）において「団体交渉をすることを正当

基本的には誠実な対応を図るべきであるが、「守る姿勢」と「攻める姿勢」を巧みにミックスさせながら、理屈的に理論武装のなかで特異な交渉技術の展開が望まれる。

○ 人員 5人前後で労使ほぼ同数、非公開原則で傍聴は認めるべきではない。

○ 場所 社内であれば、企業側に心理的な安定感があるが、反面、社外の団交委員が社内に入ってくる欠

次産業にも広がりをみせ「コンビニエンスストア経営者ユニオン」、介護現場で働く人が加入する

によって解決を図ろうとする労働組合である。

ある日突然、ユニオンから「団体交渉申入書」が届いた。さて労使攻防、どう対応するか。

――増加をつづけるユニオンの動向――

ユニオンは企業の枠を

によって解決を図ろうとする労働組合である。

ある日突然、ユニオンから「団体交渉申入書」が届いた。さて労使攻防、どう対応するか。

ユニオンの結成は第三

次産業にも広がりをみせ「コンビニエンスストア経営者ユニオン」、介護現場で働く人が加入する

によって解決を図ろうとする動きが強い。

タイトル・浅井健史